第 4 回 豊島区税制度調査検討会議 平成30年 10 月 26 日

資料 4-3

税制度の変更案について(資料3-2より)

	税率に関する規定		課税免除に関する規定	
	変更案 A	変更案B	変更案C	変更案 D
対象	従前の課税対象物件	左のうち、狭小住戸が 50 戸を超 えるもの	従前の課税 <u>免除</u> 物件	左のうち、9 戸以上の総戸数を持つもの
変更内容(具体案)	一律 10 万円引上げ	50 戸超の狭小住戸に 10 万円上 乗せ(超過累進税率)	免除対象を 8 戸以下から 7 戸以 下に引下げ	免除対象から除く (課税免除とせず、1 戸から課税 する)
プラスの効果	課税額を引き上げることで、税による抑制効果を強化し、狭小住戸の 建築をさらに抑制する。		課税対象を拡大し、これまで課税対象外だった狭小住戸集合住宅にも 一部課税することで、狭小住戸の建築をさらに抑制する。	
マイナスの効果	課税対象にならないように狭小住戸を8戸以下にした集合住宅がさらに増加する可能性がある。		課税対象にならないように狭小住 戸を7戸以下にした集合住宅が増 加する可能性がある。	課税対象にならないように <u>総戸数を調整</u> した狭小住戸集合住宅が増加する可能性がある。 (土地の広さ等にもよる)
留意点	税額を 10 万円引き上げる根拠		「庭先経営」に対する考え方 課税を免除することが妥当と判断する集合住宅の要件	